

○政治倫理の確立のための遠野市長の資産等の公開に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第16号

改正 平成19年9月28日規則第34号

平成22年4月1日規則第24号

平成23年5月1日規則第18号

(資産等報告書等)

第1条 政治倫理の確立のための遠野市長の資産等の公開に関する条例（平成17年遠野市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の規則で定める株券とは、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第2条 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所

得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の作成の期限が、遠野市の休日に関する条例（平成17年遠野市条例第2号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の訂正）

第9条 報告書を訂正しようとする場合は、遠野市長（以下「市長」という。）は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

- 2 条例第5条第3項に規定する報告書を閲覧できる時間は、遠野市の執務時間に関する規則（平成17年遠野市規則第1号）に規定する執務時間中とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第34号）

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 預金及び貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数
株券		株

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機その他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称	

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

4 預金及び貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種類	銘柄	株数	額面金額の総額
株券		株	円

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得金額が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種類	数量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種類	数量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機その他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種類	数量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称	

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

所得等報告書

遠野市長



区 分		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

